

# 福島市議会議会報告会実施要綱第13条の規定により議会報告会をほかの実施方法により開催する場合の方法等を定める要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、福島市議会議会報告会実施要綱（平成26年3月27日議長決裁。以下単に「要綱」という。）第13条の規定に基づき、要綱第1条に規定する報告会（以下単に「報告会」という。）をほかの実施方法により開催する場合（以下「特例開催」という。）の方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（特例開催の方法）

第2条 特例開催は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) オンラインを活用した方法（以下「オンライン報告会」という。）
- (2) 第4条の規定により開催中止を決定した報告会（以下「中止報告会」という。）の会場において参加者に配布を予定していた資料を当該決定の後最初に開かれる本市議会において傍聴者に対して配布する方法
- (3) その他代表者会（福島市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）別表に規定する代表者会をいう。以下単に「代表者会」という。）において決定した方法  
（報告会の開催中止の協議等）

第3条 議長は、次に掲げる事由が生じた場合には、報告会の開催中止を協議するため、代表者会を開催する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置が本市に適用されたとき。
  - (2) 法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が本市に適用されたとき。
  - (3) 法第45条第1項に規定する要請が本市に対してされたとき。
  - (4) 法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等が本市において相当程度まん延しており報告会の開催が困難と認められるとき。
  - (5) 災害その他報告会の開催が困難と認められる事由が生じたとき。
  - (6) 前各号に掲げる事由その他報告会の開催が困難と認められる事由が生じた場合において、議員からの申し出により開催された当該議員が属する要綱第3条第1項に規定する班（以下単に「班」という。）における協議結果の報告を当該班の長（以下「班長」という。）から受けた統括会議の座長（以下単に「座長」という。）から、議長に対して報告会の開催中止の協議に係る代表者会の開催の申し出があり、議長がこれを承諾したとき。
- 2 前項第6号に規定する議長に対する代表者会の開催の申し出は、緊急その他やむを得ない理由により、班長が座長に対して同号に規定する協議結果の報告をする暇がない場合に限り、班長が行うことができる。この場合において、班長が当該申し出を行った場合には、班長は、速やかに、その旨を座長に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由により代表者会を開催する暇がない場合で、かつ、報告会の開催中止につき相当の理由があると認めるときは、議長は、代表者

会における協議を経ずに当該報告会の開催中止を決定することができる。

(特例開催の方法の決定)

第4条 前条第1項の規定による協議の結果に基づき又は同条第3項の規定により報告会の開催中止を決定したときは、議長は、代表者会を開催し、当該代表者会において、第2条各号に掲げる特例開催の方法を決定する。この場合において、当該特例開催の方法の決定は、全ての班の報告会（既に開催された班の報告会を除く。）の開催方法に適用する。

(特例開催の周知)

第5条 前条の規定により決定した特例開催の方法は、速やかにこれを全議員及び市民に周知しなければならない。この場合において、市民への周知に当たっては、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市議会ホームページへの掲載
- (2) 市政記者へのプレスリリース
- (3) 中止報告会の会場における案内の掲示
- (4) 中止報告会の会場での議員による周知

(オンライン報告会の方法)

第6条 オンライン報告会は、作成した録画映像を民間ソーシャルネットメディアのYouTubeを利用してインターネット上で配信する方法により行う。この場合において、当該配信は、広聴広報課が管理するYouTubeの福島市公式アカウントページに限定公開の方法で当該録画映像を投稿し、当該録画映像を市議会ホームページに掲載する手法により行うものとする。

2 前項の配信は、議長及び副議長（以下「正副議長」と総称する。）並びに各常任委員会の委員長及び特別委員会の委員長（以下「各委員長」と総称する。）により収録された録画映像により行う。

(オンライン報告会の配信時間)

第7条 オンライン報告会の配信時間は、中止報告会で予定していた開催時間と同様とする。

(オンライン報告会の配信期間)

第8条 オンライン報告会は、録画映像の収録が完了した日から概ね3週間以内に配信を開始し、当該配信期間は、次の報告会の前日までとする。

2 前項の配信は、当該配信に係る録画映像を正副議長が確認したうえで行うものとする。

(オンライン報告会の録画映像)

第9条 録画映像の収録は、正副議長及び各委員長がそれぞれ個別に行う。

2 録画映像には、必要に応じ、正副議長及び各委員長並びに各常任委員会に所属する委員の氏名等をテロップで表示する。

(オンライン報告会の録画会場)

第10条 オンライン報告会の録画会場は、正副議長室、委員会室又は議場その他相当と認める箇所を適宜に使用する。

(オンライン報告会の報告内容)

第11条 オンライン報告会の報告内容は、要綱第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「報告会」とあるのは、「オンライン報告会」とする。

(オンライン報告会の資料等)

第 12 条 オンライン報告会で使用する資料は、中止報告会の会場において参加者に配布を予定していた資料と同様とする。

(オンライン報告会の次第)

第 13 条 オンライン報告会の次第は、概ね次のとおりとする。

- (1) 議長からの開会あいさつ
- (2) 出席者の紹介
- (3) 各委員長からの報告
- (4) 副議長からの閉会あいさつ

(委任)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。